

令和2年4月24日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事の監督業務等について（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

発注者、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて様々な取組をお願いしているところですが、当面の間、監督業務等についても3密（密閉、密集、密接）を避けるよう、次のとおりご協力をお願いします。

1 段階確認

土木工事共通仕様書においても、臨場を机上に代えることができることとなっていることから、確認すべき内容を踏まえ、原則、工事中情報共有システム及び電子メール等を活用して、施工管理記録、写真等の関係資により監督職員又は調査職員（以下「監督職員等」という。）の確認を受けてください。

2 立会

土木工事共通仕様書、測量業務共通仕様書等で、監督職員等が立会して施工又は履行することが定められているものについても、確認すべき内容を踏まえ、臨場によらずに対応可能なものについては、原則、工事中情報共有システム及び電子メール等を活用して、関係資料により監督職員等の確認を受けてください。

3 1 段階確認 及び 2 立会によることができない場合

関係資料による確認ができない等、やむを得ない場合は、次の内容を参考にして、適切に対応してください。

- (1) ウェブ会議システムを活用し、遠隔臨場により確認を受ける。
- (2) 現場の3密の回避等を行い、監督職員等の臨場により確認を受ける。

4 その他

「3つの密を避けるための手引き」、 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年4月22日建設産業課お知らせ）」や、「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」を参考にし、受発注者双方において、感染拡大防止に努めてください。

- ・ 「3つの密を避けるための手引き」
- ・ 「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」

については、令和2年4月22日付けの建設産業課からのお知らせをご確認ください。